平成３０年（フ）第１０９８号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番35号　モアライフ　904号
債務者　仲条多香子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０９９号
大阪市淀川区塚本２丁目29番７―504号
債務者　原　　栄蔵
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１００号
大阪市浪速区恵美須西２丁目６番10号　スカイ浪速　201号
債務者　鬼塚　直気
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１０１号
大阪市港区波除３丁目８番11号　コアロード2000　305号
債務者　山下　聖子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１０２号
大阪市西淀川区姫島１丁目18番11号　サーティーンマンション501号室
債務者　櫛引英峯子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１１０号
奈良県橿原市石原田町273番地の16
債務者　佐野美貴子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３号
和歌山県新宮市三輪崎２丁目19番18号
債務者　岩橋　典子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで　和歌山地方裁判所新宮支部

平成３０年（フ）第１４号
和歌山市谷町32番地　ハイツ太田701号
債務者　カフェＲ＆Ｙこと　矢田　依子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１８号
和歌山県海南市別院202番地
債務者　植野奈緒美（旧姓嶋田）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２３号
和歌山市西小二里２丁目４番60号　小杉マンション303号、前住所和歌山市西小二里３丁目３番33号
債務者　深瀬　英雄
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３１号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城562番地の２、前住所大阪府阪南市鳥取148番地の１106号
債務者　戸田　伶奈（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３２号
和歌山市中之島393番地　エスポワール中之島301、前住所和歌山県岩出市東坂本21番地の８
債務者　山口　誇真
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３４号
和歌山県岩出市清水442番地（405号）、前住所大阪市西区南堀江４丁目30番24―402号
債務者　中川　知子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第７７号
愛知県岡崎市宮地町字柳畑44番地５
債務者　倉　　光明
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第９９号
愛知県岡崎市鴨田町字広元116番地　マンションともえ　403
債務者　太田　信明
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
山口県宇部市東藤曲２丁目７番11―205号
債務者　重本　勝之
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第３８号
静岡県沼津市泉町16番26号　サンセゾン泉202号室、前住所静岡県沼津市北高島町21番26号　ドミール北新202
債務者　和田　義雄
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係